

社団法人日本原子力学会

倫理委員会規程

平成 13.9.25 第 436 回理事会決定

平成 15.1.28 第 449 回理事会改訂

平成 19.7.30 第 489 回理事会改定

平成 22.3.17 第 508 回理事会一部改訂

(目的)

第 1 条 本規程は、日本原子力学会細則第 24 条に規定された倫理委員会(以下[委員会]という)の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議及び実施する。

- (1) 本会の制定した倫理規程(前文、憲章、行動の手引)に関する事項
質疑に対する回答の作成
倫理規程の見直しの検討と改定案の作成
その他、本会倫理規程に対する対応
- (2) 倫理問題の事例集や教材の発行
- (3) 講習会の実施と受講証明の発行
- (4) 原子力関連の倫理に関連する事項の現状調査
- (5) 倫理問題に関する意見の表明
- (6) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 委員
 - (2) 特別委員
- 2 委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事 1 名をおく。
 - 3 特別委員は、担当副会長および理事若干名とする。

第 4 条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会をおくことができる。委員会の下には、小委員会、ワーキンググループ、タスク等をおくことができる。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 1 項の委員の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。ただし、補充、交

代により就任する委員の任期は他の委員と同じときまでとする。特別委員の任期は、職務としての任期とし、任期途中で交代した特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員長は、委員のうちから会長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長は、議案に関し特別委員と必要に応じ情報の共有を図る。

(副委員長)

第7条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 1 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(幹事)

第8条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第9条 委員は、会務を処理する。

(特別委員)

第10条 特別委員は、会長が指名する。

- 2 特別委員は、委員会の議事に参加する。

(委嘱)

第11条 委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員会に設置される幹事会、小委員会、ワーキンググループ、タスク等のメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(議事)

第12条 委員会は、委員総数の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、特に定めのない場合、委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 特に定めのある場合や、緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議決することができる。

(代理者)

第 13 条 委員は、やむをえず委員会を欠席する場合、その代理者を指名することができる。
代理者は委員と同じ権利を有する。

2 特別委員は、やむをえず委員会を欠席する場合、他の理事を代理出席させることができる。代理者は特別委員と同じ権利を有する。

(委員及び特別委員以外の者の出席)

第 14 条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員及び特別委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第 15 条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第 16 条 委員会の議決事項は、委員長もしくは特別委員が、理事会に報告するものとする。

(変更)

第 17 条 本規程の変更は、委員会の審議により決定し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則 この規程は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。当会の各委員会規程の標準的な記載に合わせ改訂。